

いつか役に立つ

法律 知識

No.13



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

今回も引き続き自筆証書遺言について説明します。

遺言③ (自筆証書遺言)

前回、検認(裁判所が遺言書の形状や内容を確認し記録する手続)の説明が途中になりましたので、補足します。

検認を経ずに、遺言書を開封した場合も、検認手続をするよう説明しましたが、それは、遺言の執行には検認手続を経ている必要があるからです。遺言の執行とは、例えば、遺産である不動産の名義を、遺産を受け継いだ者に変えることです。遺言で受け継いだ不動産の登記名義を変えるためには、検認を経たことの証明書を法務局に提出しなければいけないことになっています。

次に、自筆証書遺言の訂正について説明します。自筆証書遺言の訂正は、訂正場所を示して、これを変更したことを記載して署名し、訂正した場所に押印することによって行います。しかし、この方法はやや分かりにくいのではないかと思います。自筆証書遺言を訂正する必要が生じたなら、古い

遺言書を破棄して、新しい遺言書を作成する方法をお勧めします。なお、内容が抵触する二つの遺言書が出てきた場合、抵触している部分については、日付が新しい遺言書が優先されます。また、共同遺言の禁止という定めもありません。同じ紙に2人で遺言を書くは無効となりますので、一人ずつ遺言を書くようにしてください。

民法の定める遺言の方式の説明は以上になります。方式については以上ですが、有効な遺言を作成するためには、内容についても気を配ることが必要です。例えば、不動産を遺言によって特定の相続人に受け継がせたい場合、どの不動産を受け継がせるのかをはっきり特定して記載しないと、いけません。誰に何を受け継がせるのかが不明確だと遺言は無意味なものとなります。不動産であれば、登記簿に記載されている地番等で特定するべきです。預金も口座番号等で特定すべきです。なお、全財産を一人に相続させるとする場合などは、一つ一つ財産を特定する必要はありません。

次回は、公正証書遺言について説明します。

毎月
第2土曜・日曜は
まるしえの日!

浪江町仮設商店街

まち・なみ・まるしえ

machi nami marche

1月は

13日(土)
11時~14時

14日(日)
11時~14時

ステージ

- 11時~ ピアノ弾き語りとベースによる演奏
清永雅也 (埼玉県)
- 12時~ 秋田県男鹿市のなまはげショー (秋田県)
- 13時~ ライブ 門馬よし彦、牛来美佳
(浪江町出身)

14日(日)

- 11時~ 落語・紙切り・南京玉すだれ
噺の会じゅげむいわき支店 (いわき市)
- 12時~ ライブパフォーマンス
MEHIKARI BOYZ (いわき市)
- 13時~ 歌とダンス
南相馬&杉並トモダチプロジェクト (南相馬市)

※都合により、内容等を変更する場合があります。ご了承ください。

駐車場は役場敷地内駐車場をご利用ください。

皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

2月は10日(土) 11日(日)に開催します。

☎ 産業振興課商工労働係 TEL 0240(34)0247

イベント(両日)

「なまはげ」登場!

秋田県男鹿市から「なまはげ」が2匹やってきます。

※ステージ以外にも不定期で会場に現れます。

「似顔絵描き たれめのリリー」(神奈川県) 来場!

ご希望するお客様の似顔絵を描いてプレゼントします。※会場内にて受付します。

きりたんぼ汁ふるまい!

秋田の料理人による「きりたんぼ汁」をご賞味ください。

各日先着200食

ローソンまるしえ店
恵方巻試食&予約会!

試食：各日先着200食

記念品

うけどん ブランケット

※まち・なみ・まるしえオリジナル商品

各日先着200枚